

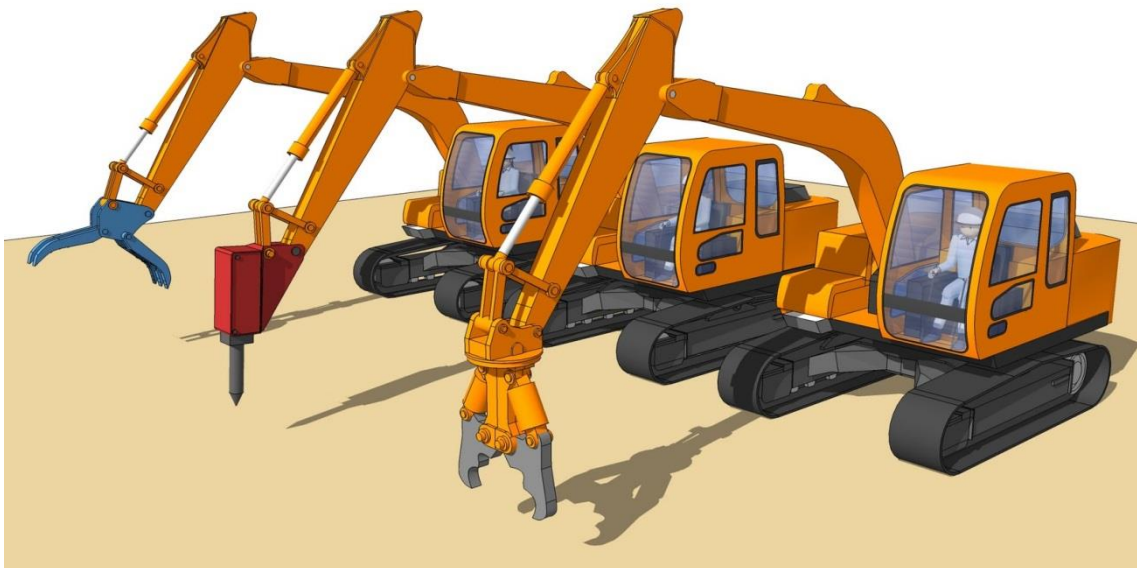
# 車両系建設機械（解体用）運転技能講習に関する 特 例 講 習 ご 案 内

青森労働局長登録教習機関（登録番号・第77号）  
建設業労働災害防止協会 青森県支部  
（略称：建災防）

労働安全衛生法第61条の規定により、機体重量3t以上の建設機械（解体用）の運転については、都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者でなければ運転の業務に就くことができないことになっております。

また、平成25年7月1日の労働安全衛生規則の一部改正により鉄骨切断機・コンクリート圧碎機・解体用つかみ機は、本講習を修了したものでなければ運転の業務に就くことができなくなりました。

当支部は、青森労働局長登録教習機関として、標記講習の特例といたしまして、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習を修了した者を対象に実施いたしますので、この機会を逃さず有資格者の充足を図られますようご案内いたします。



（注）平成25年7月以前に修了されている方は、ブレーカの業務に就くことができますが、3機種については本講習を修了した者でなければ業務に就くことはできません。（ただし、平成25年7月～平成27年6月まで実施した車両系建設機械（解体用）運転技能特例講習を修了した者は除く。）



## 7. 申込方法及び提出書類

- (1) 受講申込書（所定の申込書に必要事項を記入の上、捺印のこと。）
- (2) 写真 1 枚（胸上タテ 3 cm × ヨコ 2.4 cm、1 年以内に撮影し無帽・無背景のもの。）
- (3) 受講料（前納制です。実施分会の窓口か、現金書留により納付すること。）
- (4) 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習修了証の(写)を添付

## 8. 受講定員及び締切り

1 回あたりの受講定員は 3 2 名程度とし、講習開始の 7 日前までにお申込みください。  
又、締切日以前であっても定員に達した場合は、受付を締切りますますのでご了承ください。

※受講定員に満たない場合は中止になる場合もございますので、申込者数を把握する為  
お申込み前にお電話にてお問合せください。（開催が決定後、お申込みをお願いします。）

## コロナウイルス感染防止対策として

- ・発熱等の症状がみられる場合には、受講をご遠慮ください。  
（次回受講可能な日に振替又は、受講を見合わせる場合は受講料を返金いたしますので事務局までご連絡ください。）
- ・マスクの着用をお願いいたします。
- ・講習会場に入るつど、手洗い・アルコールでの手指消毒にご協力ください。
- ・当面の間、県外からのお申し込みはご遠慮いただいております。
- ・状況悪化等によるコロナウイルス感染防止対策の為、中止及び延期になる事もございます。

## 9. その他

- (1) 受講当日は、必ず筆記用具を持参すること。
- (2) 開講 1 週間前の取消し又は欠席した場合は、受講料等はお返しいたしません。  
（発熱等の症状がみられる場合には、講習受講をお控えいただくようお願いいたします。その場合、特例措置として、受講料を返金いたしますのでご連絡ください。）
- (3) 受講申込書は、支部及び各地区の分会又は当支部ホームページにて入手できます。 建災防 青森県支部 (<http://www.ao-kensaibou.com/>)
- (4) 講習の日時及び会場については、お間違いのないようご注意ください。
- (5) 受講当日は、時間厳守といたします。  
※業務規程により受講時間が定められていますので、遅刻・途中退席された方や講義中の居眠り・携帯電話の操作等は講義の妨げとなることから、受講若しくは修了試験を受験できません。
- (6) 実技講習においては、安全帽、作業服、軍手、安全靴(長靴可)を各自準備すること。（安全帽については、現地に備えてあります。）
- (7) 実技教習所の駐車場は、十分確保できていますのでご利用ください。

10. お問い合わせ・申込み先

◆建設業労働災害防止協会 青森県支部

〒030-0803 青森市安方二丁目9-13 青森県建設会館1F

TEL 017-773-6200 FAX017-773-6201

